





標の期間における通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 機構は、前項の勘定において、同項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項又は第二項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項又は通則法第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

**第十九条** 機構は、第十三条第一項（第四号及び第十二号を除く。）並びに第二項第一号、第二号及び第五号から第八号までの業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

前項に定めるもののほか、機構は、機構債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することがある。

（後略）

て、労働者財産形成促進法第六条第一項に規定する労働者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

第一項若しくは第二項の規定による機構債券（当該機構債券に係る債権が第二十二条の規定に基づく特定信託に係る貸付債権により担保されているものを除く。）又は前項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けれる権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

六 機構は、第十三条第二項第八号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行なう者に委託することができる。

七 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定による機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の委託を受けた銀行、信託会社又は金融商品取引業を行う者について準用する。

八 前各項に定めるもののほか、機構債券又は財形住宅債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十二年法律第五号）第二条第一項に規定する

(機構債券の担保のための貸付債権の信託)

**第二十一条** 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権（第十三条第一項第一号又は第二項第二号の業務（同号の業務にあっては、貸付債権の譲受けに係る部分に限る。以下「債権譲受業務」という。）により譲り受けた貸付債権又は附則第三条第一項の規定により承継した貸付債権を含む。次条及び第二十三条第一項において同じ。）の一部について、特定信託をすることができる。

(貸付債権の信託の受益権の譲渡等)

**第二十二条** 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第十号まで若しくは第一項第五号若しくは第六号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができる。

一 特定信託をし、当該特定信託の受益権を譲渡すること。

二 特定目的会社に譲渡すること。

三 前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

(信託の受託者からの業務の受託等)

**第二十三条** 機構は、前二条の規定によりその貸付債権について特定信託（信託法第三条第一号に掲げる方法によるものに限る。）をし、又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務及びこれに附帯する業務の全部を受託しなければならない。

一 機構は、第十六条第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。同条第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

二 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第一項の規定により受託した業務（債権譲受業務により譲り受けた貸付債権に係るものに限る。）を委託することができる。

(金利変動準備基金)  
**第二十五条** 機構は、債権譲受業務及びこれに附帯する業務に必要な経費で主務省令で定めるものの財源をその運用によって得るために金利変動準備基金を設け、附則第三条第七項の規定により金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び第六条第二項後段の規定により政府が金利変動準備基金に充てるべきものとして示した金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 通則法第四十七條の規定は、金利変動準備基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」とする。

（報告及び検査）  
**第五章 雜則**

**第二十六条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十六条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による委託を受けた者又は第十六条第五項若しくは第二十三条第三項の規定による委託を受けた沖縄振興開発金融公庫（以下「受託者等」という。）に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

3 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帶し、関係者にこれを提示しなければならない。

2 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）  
**第二十七条** 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者等に対する前条第一項の規定による立入検査の権限



条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第二項第二号口若しくはハ又は同法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第一百八十号)第十七条第一項第三号口若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。

四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定により貸し付けられた資金(沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十日までに受理した申込みに係るものに限る。)に係る債務の保証又は福祉医療機構債権(前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。)に係る債務の保証を行うこと。

五 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第一百六十六号)附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

六 中小企業退職金共済法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第七十二条第二項の規定による委託に基づき、同法附則第二条第一項第二号及び第四号の業務(次に掲げる業務に限る。)を行うこと。

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第一百七十号)において「旧雇用・能力開発機構法」という。附則第四条第一項第四号に掲げる業務に係る債権(政令で定めるものに限る。)の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

ロ 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及

び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。)の規定により、次の貸付けの業務を行うことができる。

一 公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付け

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け

イ 旧公庫法第十七条第一項第四号に掲げる

者

が建設する住宅で当該住宅の建設につい

て平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ロ 旧公庫法第十七条第四項に規定する事業に係る計画について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けた者に対する貸付け

ハ 旧公庫法第十七条第十二項に規定する合

理的

土地

利

用

耐

火

建

築

物

等

で

当

該

合

理

的

土

地

利

用

耐

火

建

築

物

等

の

建

設

置

工

事

業

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画

に

つ

い

る

計

画</p





の適用については、同項第六号中「第十九条（同法第五十二条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十九条」と、同項第七号中「第二十条第一項又は第八十条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。  
**第七条**（政令への委任）  
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。